

## 【学校感染症と出席停止基準】

### 学校感染症の取り扱いについて

生徒が受診し、下記の感染症と診断され、医師から感染のおそれがあるため学校を休むように指示された場合は、受診の証明（処方箋などの書類→コピーで可、診断書は必要ない）と欠席届（教務または保健室に置いてある、保護者が記入）を登校できるようになってから **1週間以内に保健室に提出する。**

#### 第1種感染症

エボラ出血熱、ポリオ、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARS コロナウイルスであるものに限る）  
鳥インフルエンザ（H5Nに限る）など→治癒するまで出席停止

#### 第2種感染症

[飛沫感染する感染症で、生徒の罹患が多く学校において流行の可能性が高いもの]

出席停止期間の基準は感染症ごとに決められているが、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない

病名	潜伏期間	経路	症状	出席停止基準
新型コロナウイルス感染症	1～14日 (5日以内) オミクロン株 は約1～3日	飛沫 接触	発熱、呼吸器症状(咳・息苦しさ) 頭痛、倦怠感、咽頭痛、消化器症状(吐き気・嘔吐・下痢)、鼻汁、 味覚異常、嗅覚異常、無症状	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで(発症10日経過するまではマスク着用推奨)発症日0日
インフルエンザ	1～4日 (平均2日)	飛沫	高熱、頭痛、関節痛、咳、 悪寒、咽頭痛、倦怠感	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7～10日	飛沫 接触	連続して止まらない、特有な咳が長く続く	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性製剤による治療が終了するまで
麻疹 (はしか)	8～12日	飛沫 接触	発熱、咳、目の充血、頬部粘膜に 白斑点、発疹が全身に広がる	解熱した後、3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16～18日	飛沫 接触	耳下腺の腫脹や痛み、 顎下腺・舌下腺の腫れ (難聴、精巣炎)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん (3日はしか)	16～18日	飛沫 接触	発熱、全身に発疹、耳後部～頸部 リンパ腺の腫れと痛み	発疹が消失するまで
水痘 (みずぼうそう)	14～16日	飛沫 空気 接触	発熱、発疹(体・首・顔面に出て 紅斑→水疱→膿疱→痂皮に進行)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	2～14日	飛沫 接触	高熱、咽頭痛、頸部・後頭部リン パ節の腫れと圧痛、結膜充血	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性 髄膜炎	4日以内 1～10日	飛沫 接触	発熱、頭痛、意識障害、 嘔吐	病状より医師から感染の怖れがないと認められるまで
結核	半年以内	空気	病状より医師から感染の怖れがないと認められるまで	

**第3種感染症** [学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの]

①コレラ、細菌性赤痢、腸チフス・パラチフス

病名	潜伏期間	経路	症状	出席停止基準
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157)	10時間 ～6日	接触 経口	水様下痢便、腹痛、血便	医師において感染のおそれがないと認められるまで
流行性角結膜炎	2～14日	接触	結膜充血、腫脹、流涙、異物感、目やに	医師において感染のおそれがないと認められるまで
急性出血性結膜炎	1～3日		結膜出血・充血、腫脹、目やに、角膜びらん	

**上記の第1～2種感染症と3種感染症の①は、出席停止**

②その他の感染症→学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が緊急的に措置を取ることができる。必ずしも出席停止を行うべきというものではない。(その他 EBウィルス感染症・带状疱疹・疥癬など)

病名	潜伏期間	経路	症状	出席停止基準
感染性胃腸炎 (ノロウイルス・嘔吐下痢症)	1～3日	飛沫 接触 経口	嘔吐、下痢(症状のある間がウィルスを排出)	嘔吐、下痢症状が軽減した後、全身状態が良い場合は登校可能
マイコプラズマ肺炎	2～3W	飛沫 接触	しつこい咳が続く、発熱、頭痛	症状が改善し、全身状態が良い場合は登校可能
溶連菌感染症	2～5日	飛沫 接触	発熱、咽頭痛、咽頭扁桃の腫脹・化膿、とびひ	適切な抗菌薬療法開始後、24時間以降は登校可能
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	飛沫	かぜ症状、顔面の紅斑	発疹のみで、全身状態が良い場合は登校可能
手足口病	3～6日	飛沫 接触	発熱、口腔・咽頭粘膜や手足に水疱	全身状態が安定している場合は登校可能、ウィルス排出期間が長い場合手洗い励行
ヘルパンギーナ		経口	発熱、咽頭痛、咽頭に赤い発疹・水疱	

本校では、第3種の「その他の感染症」の出席停止の判断は、主治医の診断を優先しており、患者の状態や症状によって他人に感染するおそれがある場合や地域の流行状況等をみて、主治医(学校医)が「登校を見合わせるべきかどうか(出席停止)」の診断をしている。

〈参照：インフルエンザ罹患後の登校の目安〉



欠席届

至 日  
月 月  
日 日

令和 年 月 日

証明する書類(薬の説明書など)を添えて、お届けいたします。

(のため欠席いたしましたのり)

生徒氏名 ( 中・高 ( ) 年 ( ) 組 ( ) 番 )

保護者氏名 ( )

西 経 一 様

長崎南山中・高等学校